

憲法記念日に寄せて

～ 一人ひとりの命が守られる社会をつくろう ～

2020年の憲法記念日を、私たちは、日本国憲法13条が保障する生命や、同25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が危機に見舞われつつある中で迎えました。

日本国憲法は、‘お国’のために個人が犠牲にされ、国内外で多数の命や人権が奪われたアジア・太平洋戦争の惨禍と軍国主義への深い反省に基づき、徹底的な平和主義を掲げて誕生し、1947年に施行されました。

日本国憲法は、一人ひとりが平等に個人として尊重されること、その命が守られ自由に人間らしく生き幸福追求できることが最も大切な価値だと宣言しています（個人の尊厳、基本的人権の尊重）。

そしてその実現のため、日本国憲法は、国家権力に縛りをかけ（立憲主義）、国に対し、戦争と基本的人権の侵害を禁じ（9条ⁱⁱⁱ、11条^{iv}）、基本的人権の実現のための積極的な施策を命じています。私たちが健康で文化的な生活を営めるように、日本国憲法は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と命じています（25条2項）。

新型コロナウイルス感染拡大という非常事態の中で、日本国憲法が謳う、全ての人の生命を中核とする基本的人権を守り切らなければなりません。

日本の集中治療室の人口あたりの病床数が、医療崩壊ともいえるべき状況にあるEU諸国の半数にも満たないという事実を、私たちは否応なしに知ることとなりました。医師数も医療費も先進国最低で、感染を予防するマスク・人工呼吸器などの医療物資も足りません。全ての人の命が守られるため、国や自治体による、保健所や医療機関、医療関係者に対する人的・物的・財政的支援を抜本的に強化することが急務です。

また外出制限や休業・休校要請によって、生活のひっ迫など真っ先に大きなダメージを受けているのが、非正規雇用労働者や中小零細事業者、子どもや女性、外国籍の人、住まい・貯蓄を持たない人など弱い立場に置かれた人々ですが、それにもかかわらず、救済の網が十分に行き届いていません。これを「自己責任」と切り捨てることは許されません。国籍や職業にかかわらず全ての人が差別を受けることなく、その命と暮らしが守られる実効性ある施策の実行が急務です。

こうした支援や施策は日本国憲法の要請であり、国と自治体は、今こそ十分な予算を投入して実行する責務を負っています。

非常事態には、権力がさらに権力を集中しがちになり、報道の自由や表現の自由への介入を招きやすいことに注意が必要です。現に与党・自由民主党内においては、憲法の停止を可能とする国家緊急事態条項を盛り込む憲法改正を目指す動きがあります。感染拡大の混乱に乘じ十分な議論や手続を経ないままな崩壊的に憲法が改正されるようなことがあってはならず、警戒が必要です。

私たちは、主権者として、表現の自由（21条^v）や選挙権（15条^{vi}）、請願権（16条^{vii}）の行使を通じて（国民主権、民主主義）、国や自治体の施策をチェックし正していくことが求められています（12条^{viii}）。非常事態においても、私たちの権利や自由の制限を伴う国や自治体の施策に誤りや濫用がないかチェックし、批判し、命と暮らしが守られるためのよりよい施策を提案するなど、声を上げることが必要です。またマス・メディアを含め私たちの声を上げる権利が守られることが必要です。

そのためには、国や自治体の意思決定過程の透明性と情報開示が不可欠です。国や自治体にとって都合の悪い情報やデータが隠されたり、廃棄されたり、改ざんされたりすることがあってはなりません。公文書は主権者のものであり、適切に管理されることは民主主義の基本です。公文書の改ざんを強いられた自死した財務省近畿財務局職員の遺書が近時明らかになり、公文書改ざん問題の真相究明に対する国の姿勢が改めて問われています。新型コロナウイルスを口実にうやむやにすることは許されません。

一人ひとりの命が大切にされ、命が守られる社会をつくりましょう。

基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士会である私たちは、私たち一人ひとりの基本的人権や法の支配、国民主権・民主主義が損なわれたり後退したりすることのないよう、日本国憲法の理念に基づき、みなさまに寄り添いみなさまと共に、これからも‘不断の努力’で責務を果たしていきたいと思えます。

憲法記念日の今日、みなさまが、日本国憲法について関心を寄せ、これからの日本と世界のありようを考える機会となることを心より祈念いたします。

2020年（令和2年）5月3日

宮崎県弁護士会

会長 成見 暁



-
- ⁱ **第13条**：すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- ⁱⁱ **第25条1項**：すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。同2項：国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- ⁱⁱⁱ **第9条1項**：日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。同2項：前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。
- ^{iv} **第11条**：国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。
- ^v **第21条1項**：集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。同2項：検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。
- ^{vi} **第15条1項**：公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。
- ^{vii} **第16条**：何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- ^{viii} **第12条**：この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。